

京都市告示第 4 9 9 号

京都市元離宮二条城条例第 2 条及び第 5 条の規定に基づき，元離宮二条城の開城時間及び入城料を，また京都市元離宮二条城条例施行規則第 1 条の規定に基づき，元離宮二条城の入城受付時間を次のとおり一部変更します。

平成 2 6 年 2 月 1 7 日

京都市長 門川 大作

1 日時

平成 2 6 年 3 月 2 1 日から 4 月 1 3 日まで

2 開城時間，入城料及び受付時間

開城時間に午後 6 時から午後 9 時 3 0 分までを，受付時間に午後 6 時から午後 9 時までを追加し，当該時間帯の入城料を一般 4 0 0 円，中高生 2 0 0 円に減額する。

なお，二の丸御殿の受付時間及び小学生の入城料については変更しない。

(文化市民局元離宮二条城事務所)